

平成30年度 主な地方税法等の改正

個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除について以下の見直しが図されました。

◎給与所得控除及び公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10万円
基礎控除	+10万円（控除額：33万円→43万円）

◎給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。

◎公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限が設定。

◎公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引下げ。

◎合計所得金額2,400万円超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が遞減・消失するような仕組みを設ける。

不動産取得税

- 1 住宅及び土地に係る税率の特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置が、それぞれ平成33年3月31日まで3年間延長されました。
- 2 個人が土地を取得した日から1年又は前1年以内に土地上にある耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、住宅の取得後6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することの証明を受け、かつ、取得された方が居住した場合において、その土地に係る不動産取得税の税額を減じる措置が創設されました。
- 3 宅地建物取引業者が平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に、土地をその土地上の改修工事対象住宅とともに取得し、2年以内に住宅の改修工事を行った上で個人に譲渡したとき、一定の要件を満たす場合に、その土地に係る不動産取得税の税額を減じる措置が創設されました。

固定資産税

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画（仮称）に記載された一定の機械及び装置等について、固定資産税の課税標準の特例措置が創設されました。

課 税 標 準	期 間
価格にゼロ以上1／2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	3 年

県たばこ税・市町村たばこ税

- 1 たばこ税の税率について、国と地方の配分比率1：1を維持した上で、平成30年10月1日から3段階で引き上げられます。
また、平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げ（平成27年度税制改正）を、平成31年10月1日実施に延期されることとなりました。
- 2 加熱式たばこについて、喫煙用の製造たばこの区分として新たに「加熱式たばこ」の区分が創設されました。

森林環境税（仮称）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）が創設されることになりました。

納稅義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円（年額）

賦課徴収：個人住民税均等割に上乗せする形で、市町村が賦課徴収を行う。

課税開始時期：平成36年度～